

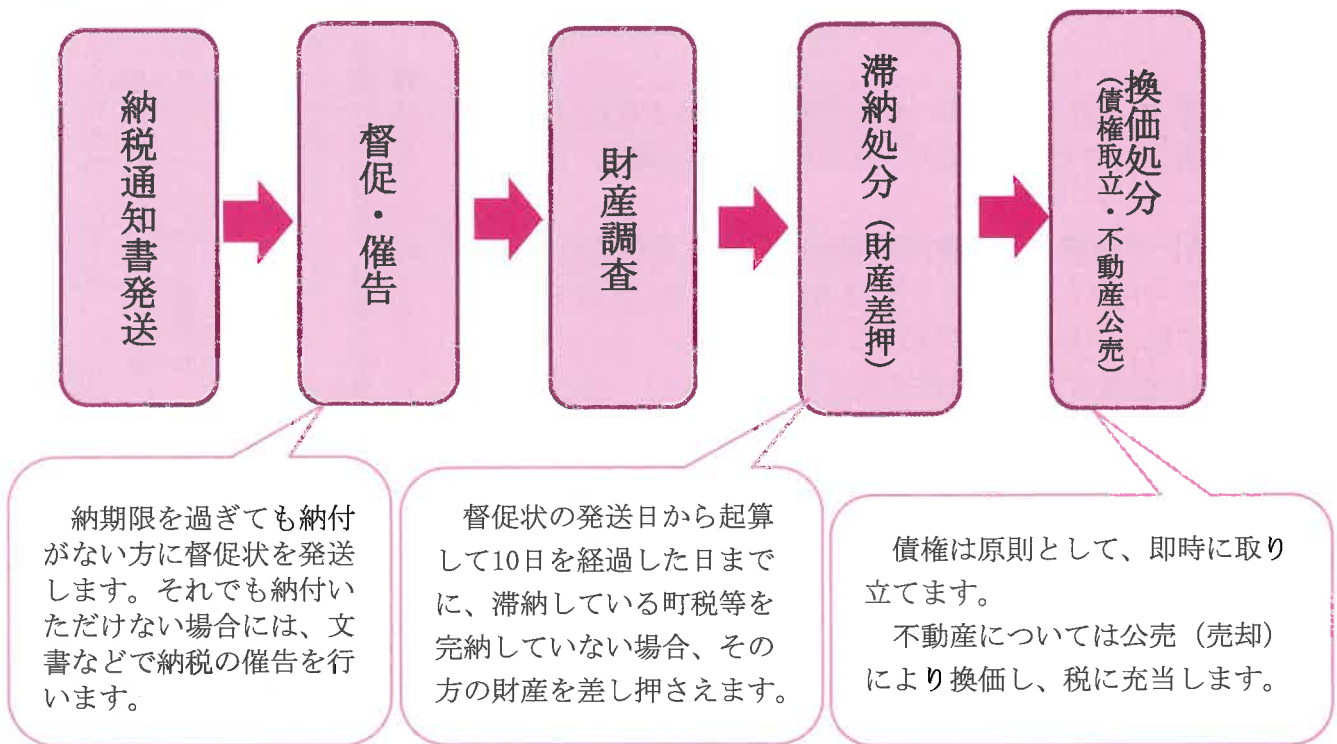
町税の滞納処分を強化しています

いつも期限内納付へのご協力ありがとうございます。

税金は私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで非常に大切な財源です。

町税を滞納することは、納期内に納税している大多数の町民との公平性を欠くこととなります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このため、町では納付できるのに納付しない方に対し、財産の差押などの滞納処分を行います。

■滞納処分までの流れ■



○町税差押件数および換価額 (平成26~28年度実績)

預貯金	賞与・給与	生命保険	国税還付金	その他債権	動産	不動産	合計	換価額
75件	6件	8件	75件	4件	1件	3件	172件	7,203,274円

便利な口座振替をご活用ください

町では納め忘れのない口座振替による納税を推奨しています。一度お申込みいただくと翌年度以降も継続されますので、ぜひともご利用ください。

手続きは町内の各金融機関か、役場税務課または各支所総合窓口室で行ってください。

振替できるのは、次の金融機関の本・支店(支所)です。

鳥取銀行、山陰合同銀行、米子信用金庫、鳥取西部農協、鳥取県信漁連、ゆうちょ銀行

納期限までに納税できない事情のある方は、お早めにご相談を

督促状を放置したり、督促を無視しても問題の解決にはなりません。納付が困難な場合は早めにご相談ください。

◆問い合わせ先 税務課滞納対策室

☎0859-54-5208